

# 司法は原発をどう裁いてきたか

## ～原発訴訟の成果とこれからの課題～

2月12日に原発ゼロの会・大阪の学習講演会が開催されました。講師は、志賀原発2号機運転差止請求事件や高浜原発運転差止仮処分を担当し「原発を止めた裁判官」として有名な井戸謙一弁護士。その概要を報告します。

福島原発事故前の重要な判決は、1992年の伊方原発の最高裁判決である。この最高裁判決は①審査過程審査主義、②安全性について被告である国や電力会社が立証しなければならない(立証責任の転換)、③合理性の有無は現在の科学技術の基準に合わせて判断する、ということを示した。

その後、2003年もんじゅ高裁金沢支部判決で初めて住民側が勝訴した。しかし、2005年に最高裁がこれをひっくり返した。本来最高裁は法律審査だが事実認定をやり直してまで、高裁金沢判決を取り消した。つまり最高裁は原発を止める気はないことをこの判決で示した。その後、2006年の滋賀2号機金沢地裁判決を除いて住民側勝訴はない。

福島原発事故後の変化には、立証責任論、社会通念論、地震動のバラツキ問題、避難計画問題がある。

立証責任論は、その後揺り戻しがありつつも、志賀2号機金沢地裁判決、川内原発仮処分宮崎支部決定、伊方原発仮処分広島地裁決定、松山地裁決定、広島高裁決定でも採用され、立証責任の転嫁が定着するかに見えた。ところが、2021年に広島高裁異議審決定、広島地裁仮処分決定で原告住民側に全面的に立証責任を課す、時代を50年巻き戻した決定が出された。

社会通念論は2016年の川内原発仮処分宮崎支部決定で登場した。それは、「破局的噴火……発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、無視し得るとするのが社会通念、これを想定していなくても当該原発が安全性に欠けるということは出来ない」というものである。

勝った論点として2020年の大阪地裁での基準地震動の策定作業がある。揺れは、過去の地震データの平均式(経験式)を使い想定する。新規制基準には「経験式は平均値としての地震規模を与えるもの

であることから、経験式が有するバラツキも考慮される必要がある」としている。つまり揺れの最大値を考慮する必要があるが関西電力はこのバラツキを考慮していなかった。これは全国の電力会社の問題である。

避難計画については、国際原子力機関(IAEA)は深層防御の考え方を示しており、1～5層のそれぞれが独立して対策をとることを求めている。原子力基本法、原子力規制委員会設置法でも「確立された国際的な基準を踏まえ……」と明記している。

### 国際原子力委員会(IAEA)が求める深層防御体系

	防護レベル	目的
プラントの当初設計	レベル1	異常運転や事故の防止
	レベル2	異常運転の制御及び事故の検知
	レベル3	設計基準内への事故の制御
設計基準外	レベル4	事故の進展防止及びシビアアクシデントの影響緩和を含む、過酷なプラント状態の制御
緊急時計画	レベル5	放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和

これまでの判決例は、「避難計画の策定や内容の是非は争点とならない」としていた。2021年の水戸地裁判決は、「深層防御の1～第5のいずれかが欠落し又は不十分な場合には、原発が安全であると言うことはできず、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険があると解すべき」とした。

最近の流れは、立証責任論の揺り戻し、社会通念論の登場があるが、原告住民を負かせるには、そうするしかなかった状況に追い込んでいけると言える。さらにバラツキ問題と避難計画問題が採用される判例も出てきた。原告住民の主張を採り入れ、原子力規制委員会の主張を否定することのハードルが下がってきた、とも言える。

いずれ事件は最高裁に行く。最高裁が差止めを是認せざるを得ないような状況を法廷の内外でどのように作っていくかが、これからの課題である。

(PARE 事務局次長 中村庄和)